

## 三重県地球温暖化対策総合計画の改定について

地球温暖化対策課

## 1 計画改定の背景

## (1) 国際的な動向

- 2016年に発効した2020年以降の気候変動問題に関する国際枠組みであるパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を、 $2^{\circ}\text{C}$ を十分に下回るものに抑えるとともに、 $1.5^{\circ}\text{C}$ に抑えるための努力を継続すること、このために世界全体で今世紀後半のカーボンニュートラル達成をめざすこと等を定めています。
- 2021年8月に発表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書「第6次評価報告書 第1作業部会報告書」によると、温室効果ガスの排出がこのまま続くと、今世紀末には世界の平均気温は最大で $5.7^{\circ}\text{C}$ 上昇、海面水位は最大で101cm上昇すると予測されています。
- 英国・グラスゴーで昨年末に開催された第26回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)では、パリ協定の長期気温目標と比べ一歩踏み込んだ「気温上昇を $1.5^{\circ}\text{C}$ に抑える努力を追求する」とした成果文書を採択しました。
- GSIA(Global Sustainable Investment Alliance)の統計報告書によると、2020年の世界のESG投資総額は全体で35兆3千億ドルに達し、2018年の総額からは15%、2016年の総額からは55%の増加となりました。

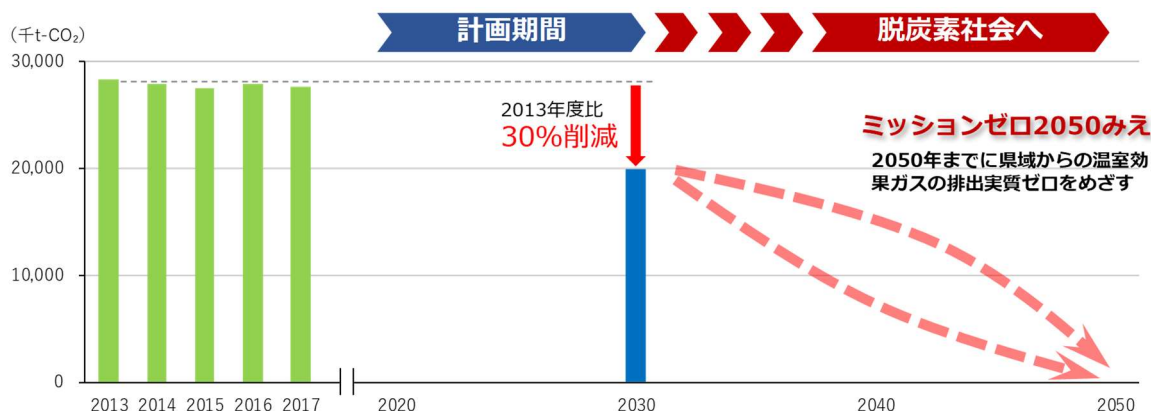
## (2) 国内の動向

- 日本は、2021年4月に、2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。
- パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設、地方公共団体実行計画における施策の実施に関する目標の追加、地域脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度の創設などを盛り込んだ改正地球温暖化対策推進法が2021年5月に成立しました。(2022年4月施行見込み)
- これらを踏まえ、同年10月22日に「日本のNDC(国が決定する貢献)」を国連気候変動枠組条約事務局に提出するとともに、「地球温暖化対策計画」及び「第6次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。

## (3) 三重県の取組状況

- 本県では、地球温暖化対策推進法で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置付けた「三重県地球温暖化対策総合計画」(計画期間：2021年度から2030年度までの10年間)を2021年3月に策定しました。
- この計画では、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現をめざすとともに、「2030年度における三重県の温室

効果ガス排出量を2013年度比で30%削減」という目標を掲げ、「再生可能エネルギーの利用促進」、「脱炭素経営の促進」、「COOL CHOICE(クールチョイス)の推進」などの取組を進めてきたところです。



## 2 計画改定の概要

### (1) 趣旨

国内外の動向を踏まえ、削減目標の見直しなど2050年の脱炭素社会実現に向け対策を強化・加速する必要があることから、現行の三重県地球温暖化対策総合計画を改定します。

### (2) 方向性

改正地球温暖化対策推進法への対応や、国の「地球温暖化対策計画」との整合にも留意し、次のような視点から検討を進めていきます。

- 国の目標と整合した県域から排出される温室効果ガスの削減目標
- 温室効果ガス排出量の削減等を行うための新たな施策
- 施策ごとの実施に関する目標
- その他気候変動への適応、三重県庁の取組等の必要な見直し

### (3) 計画期間

改定計画の決定日から2030年度までとします。

## 3 今後のスケジュール（案）

令和4年	3月	三重県環境審議会へ諮問 部会の設置
	9月～12月	三重県環境審議会（中間案） 中間案パブリックコメント 市町等への意見照会
令和5年	1月～2月	三重県環境審議会（最終案） 三重県環境審議会から答申
	3月	計画改定

## 三重県環境審議会

## 三重県地球温暖化対策総合計画部会委員（案）

氏名	所属・役職
かわかた ひさし 川方 尚	一般社団法人三重県トラック協会 専務理事
さかのうえ ゆうこ 坂上 優子	公益社団法人三重県緑化推進協会
さかもと さとる 阪本 寛	志摩市 市民生活部 環境課長
そやま のぶお 曾山 信雄	環境省 中部地方環境事務所 環境対策課長
たちばな よしひろ 立花 義裕	三重大学 大学院 生物資源学研究所 教授
たにのうえ ちかこ 谷ノ上 千賀子	株式会社百五総合研究所 コンサルティング事業部 調査グループ 主任研究員
つかだ もりお 塚田 森生	三重大学 大学院 生物資源学研究所 教授
なかの よしひこ 中野 良彦	味の素株式会社 東海事業所 総務・安全環境部 安全衛生・防災・環境グループ長 (※四日市地域環境対策協議会と調整中)
ぼく けいしゆく 朴 恵淑	三重大学 特命副学長（環境・SDGs） 三重県地球温暖化防止活動推進センター センター長 WHOアジア太平洋環境保健センター 所長

## 第1章

# 総論

### 背景

- 世界各地で記録的熱波やハリケーン被害、大規模森林火災など、人類がこれまで経験したことがないような**地球規模の危機**に直面しています。
- 全ての国が参加する「**パリ協定**」が2020年からスタートし、気候変動対策は国際的に新しいステージに入りました。
- 我が国の温室効果ガス削減目標について、2030年度において**2013年度比26%減**の水準にするとともに、2050年までに80%の排出削減をめざすこととされました。
- 三重県は、2019年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「**ミッションゼロ2050みえ ～脱炭素社会の実現を目指して～**」を宣言し、県が率先して取り組む決意を示しました。
- 2020年10月、菅首相が**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現**をめざすことを宣言しました。

### 計画の基本的事項

#### 策定趣旨

「三重県地球温暖化対策実行計画」(2012年3月策定)を改定するとともに、現在及び将来の気候変動影響による被害を防止・軽減するため、三重県の特性に即した適応策を推進する計画を新たに盛り込んだ総合的な計画として本計画を策定

#### 位置付け

- ✓ 地球温暖化対策推進法で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画
- ✓ 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画
- ✓ 「三重県環境基本計画」の基本方針やめざすべき姿をふまえた個別計画

#### 計画期間

2021年度から2030年度までの10年間

### 2030年度に三重県がめざす姿

## 県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会

- ✓ 対策を強化・加速するとともに、従来の延長線上にない技術革新や経済社会システム・ライフスタイルのイノベーションも追求しながら、**2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現**をめざします。
- ✓ そのためには、県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識したうえで、**その途上にある持続可能な社会の構築に向けて行動**することが重要です。

### 基本的な方向

- ① 温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、気候変動対策の両輪として施策を推進します。
- ② SDGsの観点をつまえた環境、経済、社会の統合的向上をめざします。
- ③ 多様な主体との協創を重視します。
- ④ 新型コロナウイルス危機からの復興を気候変動対策とともに進めます。



## 第2章

# 温室効果ガスの削減

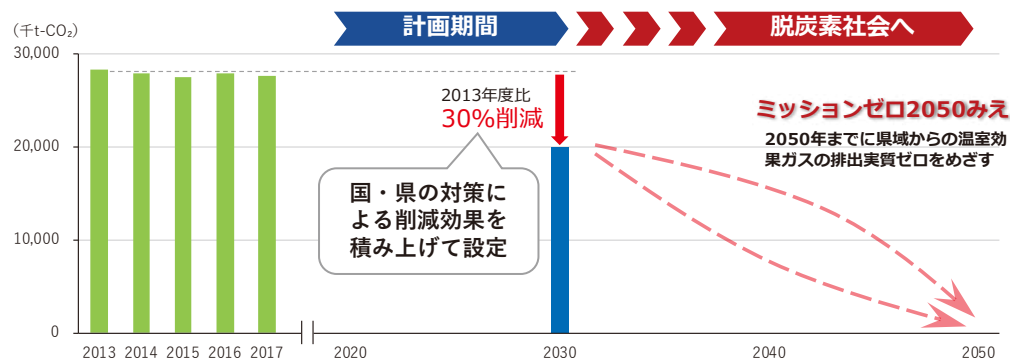
### 前計画における取組

- ・ 「三重県地球温暖化対策実行計画」を2012年3月に策定し、各種施策の展開を図り地球温暖化対策に取り組んできました。
- ・ 三重県地球温暖化対策推進条例を制定（2014年4月1日施行）し、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者、県民の意識を高め、自主的かつ積極的な取組の促進を図っています。



### 削減目標

2030年度における  
三重県の温室効果  
ガス排出量を  
2013年度比で  
**30%削減**



### 削減に向けた取組

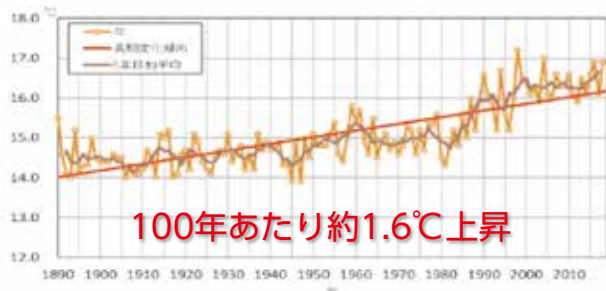
温室効果ガスの排出削減対策	産業・業務部門	温室効果ガスの計画的な削減（計画書制度、ZEB） 環境経営の普及（脱炭素経営、テレワーク） 環境・エネルギー関連産業の振興
	運輸部門	移動・輸送の低炭素化（エコ通勤、自転車利用、再配達抑制） 公共交通の充実（維持・活性化、次世代モビリティ等） 道路交通流対策（渋滞の緩和、交通の円滑化）
	家庭部門	低炭素型ライフスタイルへの転換（県民運動、エシカル消費） 住宅の低炭素化（ZEH、長期優良住宅）
	部門・分野横断的対策	再生可能エネルギーの普及促進 未利用エネルギーの利用促進（木質バイオマス、廃棄物） 低炭素なまちづくり（エネルギーの地産地消）
	その他	メタン・一酸化二窒素の排出抑制（最終処分量削減） フロン類の管理の適正化（維持管理技術、ノンフロン製品）
吸収源対策	森林の保全（適切な森林整備と多様な森林づくり、県産材の利用促進） 緑地保全・緑化推進（開発行為による負荷の低減、緑化活動） 環境保全型農業の推進 藻場づくりの推進 CO <sub>2</sub> 回収等に関するイノベーションの促進	

## 第3章

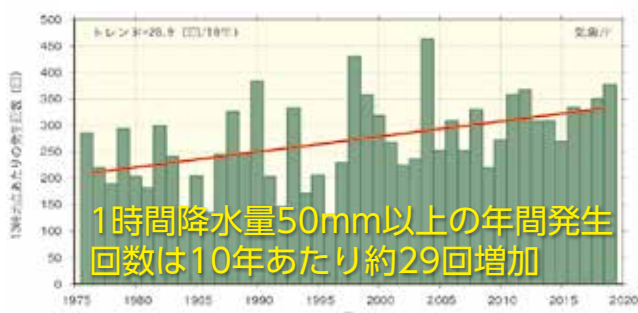
# 気候変動への適応

### 気候変動の影響

津市の年平均気温の経年変化



全国(アメダス)1時間降水量50mm以上の年間発生回数



### 三重県における主な影響

- ・ 夏期の高温の影響によるコメの品質低下
- ・ ナシの発芽不良、カキの着色不良、うんしゅうみかんの着色不良・浮皮・果実の日焼け
- ・ イチゴの炭疽病等による生育不良や果実品質の低下
- ・ 暑熱による乳用牛の乳量低下、肉用牛及び肉用鶏の増体率の低下、採卵鶏の産卵性の低下
- ・ 高水温期におけるアコヤガイやカキ等のへい死が問題化
- ・ 熱中症による搬送者数の増加
- ・ 紀伊半島大水害（2011年）や平成29年台風第21号（2017年）等の風水害が発生

### 今後進めていく主な適応策

#### 農林水産関係

- ◆ 高温によるコメの品質低下への対策
- ◆ うんしゅうみかんの日焼け対策、浮皮対策
- ◆ 高温でも花芽分化への影響を受けにくい早生性で、かつ炭疽病につよい「**かおり野**」の普及
- ◆ 畜産における暑熱対策（ミスト、扇風機、クーリングパッド、ドロップクーリング など）
- ◆ 高水温期のカキのへい死の軽減に向けた漁場環境のモニタリングを実施、養殖管理の適正化の促進
- ◆ アコヤガイのへい死の軽減に向けた漁場環境情報の提供体制構築、環境予測技術の開発
- ◆ 高水温に強い黒ノリの新品種「**みえのあかり**」など新品種の作出、普及



【三重23号】(結びの神)



【かおり野】(かおりの)

#### 水環境・水資源分野

- ◆ 公共用水域などの継続的な水質監視
- ◆ 水の安定供給に必要な水資源の確保
- ◆ 応急給水などの応援活動を行うための体制整備、情報共有

#### 自然生態系

- ◆ 生物多様性の保全

#### 健康分野

- ◆ 熱中症の予防方法や対処法の啓発
- ◆ 県内感染症発生情報などの収集・分析、県民や医療関係者などへの迅速な情報提供

#### 自然災害分野

- ◆ 県が管理する河川の整備
- ◆ 「Myまっぷラン+ (プラス)」を活用した個人の避難計画・地区防災計画の策定の支援
- ◆ 「三重県版タイムライン」運用
- ◆ 河川の堆積土砂撤去
- ◆ 市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援
- ◆ 土砂災害防止施設の整備や基礎調査、土砂災害警戒区域などの指定
- ◆ 危険木の伐採・搬出、森林整備、治山施設などに異常堆積した土砂や流木の撤去

#### 産業・経済活動・その他

- ◆ 民間企業に対して、大規模自然災害発生時の被害軽減と迅速な復旧を促すためのBCP（事業継続計画）等の策定支援

## 第4章

# 三重県庁の取組

### 三重県庁の取組

削減目標

国(業務部門)の削減目標に準じて設定

県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を 2013 年度比 **40%削減**

主な削減取組

- 効率的・効果的な施設の運転管理、全ての職員による省エネ・省資源行動を実践。
- 省エネ性能を重視した高効率機器等を積極的に導入。
- 再生可能エネルギーを県有施設へ率先して導入。
- 公用車のエコドライブ実践、次世代自動車の導入を進める。
- 職員が率先して職場や家庭、地域において環境配慮行動に取り組む。

## 第5章

# 計画の推進

### 計画の推進

- 県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、各主体が連携して気候変動対策を推進。
- 毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を公表・評価し、対策の追加・拡充など継続的に改善。
- 気候変動に関する国内外の状況、社会経済情勢の変化等をふまえ、必要に応じて計画の見直しを実施。

ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム  
オール三重で脱炭素に取り組む

連携

三重県  
脱炭素社会推進本部

部局横断的に取組推進



推進本部  
県庁内各部長  
情報共有  
方向性の議論

幹事会  
県庁内各部総務課長等  
情報共有  
具体的な取組の議論

## 三重県環境生活部地球温暖化対策課

〒514-8570 三重県津市広明町 13  
TEL 059-224-2368 FAX 059-229-1016  
E-mail earth@pref.mie.lg.jp  
URL <https://www.pref.mie.lg.jp/eco/ondanka/index.htm>



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 改正地球温暖化対策推進法について

令和3年6月  
環境省地球環境局

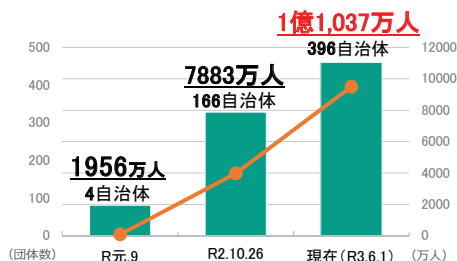


## 今回の改正の背景と全体像

### 背景

- **我が国**は、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020年10月に「**2050年カーボンニュートラル**」を宣言。
- **地域**では、国の宣言に先立ち、2050年カーボンニュートラルを目指す「**ゼロカーボンシティ**」を表明する自治体が増加。
- **企業**では、ESG金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など「**脱炭素経営**」に取り組む企業が増加。サプライチェーンを通じて、地域の企業にも波及。

### <ゼロカーボンシティ表明自治体>



### <脱炭素経営に取り組む企業>

#### TCFD

気候関連情報開示

- 賛同機関数：世界2,156（うち日本**401**機関）  
→**世界第1位（アジア第1位）**

#### SBT

科学的な中長期目標

- 認定企業数：世界729社（うち日本**102**社）  
→**世界第2位（アジア第1位）**

#### RE100

再生エネルギー100%

- 参加企業数：世界311社（うち日本**54**社）  
→**世界第2位（アジア第1位）**

※2021年5月31日時点

### 改正の全体像

- ① パリ協定・**2050年カーボンニュートラル**宣言等を踏まえた**基本理念**の新設
- ② **地域の脱炭素化に貢献する事業**を促進するための計画・認定制度の創設
- ③ 脱炭素経営の促進に向けた**企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化**の推進等

※ 施行期日：  
① 公布の日（令和3年6月2日）  
②・③ 公布の日から1年以内で政令で定める日



## 改正の内容① 地球温暖化対策の基本理念

### 背景及び方向性

- 前回の法改正（2016年5月公布）の後、パリ協定の締結、IPCC1.5度特別報告書の公表、そして**2050年カーボンニュートラル宣言**等、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化。また、SDGsも踏まえ、**環境・経済・社会の統合的向上**が地球温暖化対策を推進する上でも重要。
- こうした観点を法に位置づけることで、法が**2050年までの脱炭素社会の実現を牽引することを明確にし、事業者・地方公共団体・国民等のあらゆる主体の取組に予見可能性を与え、その取組とイノベーションを促進**。

### 改正内容

- **基本理念を追加し、地球温暖化対策の推進は、パリ協定の2℃・1.5℃目標**（※1）を踏まえ、**環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進**しつつ、我が国における**2050年までの脱炭素社会**（※2）の**実現**を旨として、**国民、国、地方公共団体、事業者、民間の団体等の密接な連携**の下に行われなければならないものとする。（第2条の2）

※1 パリ協定第2条1(a)の規定において**世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回ること及び1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続する**という目標。

※2 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの**排出量**と吸収作用の**保全及び強化**により吸収される温室効果ガスの**吸収量との間の均衡が保たれた社会**をいう。

2

## 改正の内容② 地域の脱炭素化の促進（1）

### 背景及び方向性

- 地方公共団体の実行計画で定める**再エネの利用促進**等の施策について、その**実施目標**の設定までは法律上求めていない。
- また、ゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化のためには、地域資源である**再エネの活用が重要**であるが、再エネ事業に対する**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**が課題。
- これを踏まえ、**実行計画制度を拡充し、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した**地域脱炭素化促進事業**（※）を推進する仕組みを創設し、**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**地域の脱炭素化を促進**。（2025年度までに都道府県の実行計画における再エネ目標策定率を、約30%（2019年度）から100%になるよう目指す。）

※ **再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設**（以下「**地域脱炭素化促進施設**」という。）として省令で定めるものの**整備**及びその他の**地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業**であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの（第2条第6項）。

### 改正内容

#### 1. 都道府県の実行計画制度の拡充

- (1) 実行計画の実効性を高めるため、**都道府県・政令市・中核市の実行計画**において、再エネ利用促進等の施策（※1）に関する事項に加え、**施策の実施に関する目標を追加**する（※2）（第21条第3項）。

※1 施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

- (2) **都道府県の実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、（地域脱炭素化促進事業について市町村が定める）**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる（※2）（第21条第6項及び第7項）。

※2 (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、**住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取**（第21条第10項及び第11項）や（協議会が組織されているときは当該**協議会における協議**が必要（第21条第12項））。

（協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。）



3

## 改正の内容② 地域の脱炭素化の促進（2）

### 2. 市町村による実行計画の策定

(1) **市町村（指定都市等は除く。）**は、**実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じて**再エネ利用促進等の施策**（※）と、**施策の実施目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。

※ 施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

(2) **市町村**は、(1)の場合において、協議会も活用しつつ、**地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項**として、**促進区域**（※1）、**地域の環境の保全**のための取組、**地域の経済及び社会の持続的発展**に資する取組等を**定めるよう努める**こととする（※2）（第21条第5項）。

※1 **環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準**に従い、かつ、（都道府県が定めた場合にあっては）**都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準**に基づき、定めることとなる。（第21条第6項及び第7項）

※2 (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、**住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取**（第21条第10項及び第11項）や（協議会が組織されているときは当該）**協議会における協議**が必要（第21条第12項）。

（協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。）



### 3. 地域脱炭素化促進事業の認定

(1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者**は、事業計画を作成し、**地方公共団体実行計画に適合すること等**について**市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。

(2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続のワンストップ化**（※）や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略も可能といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

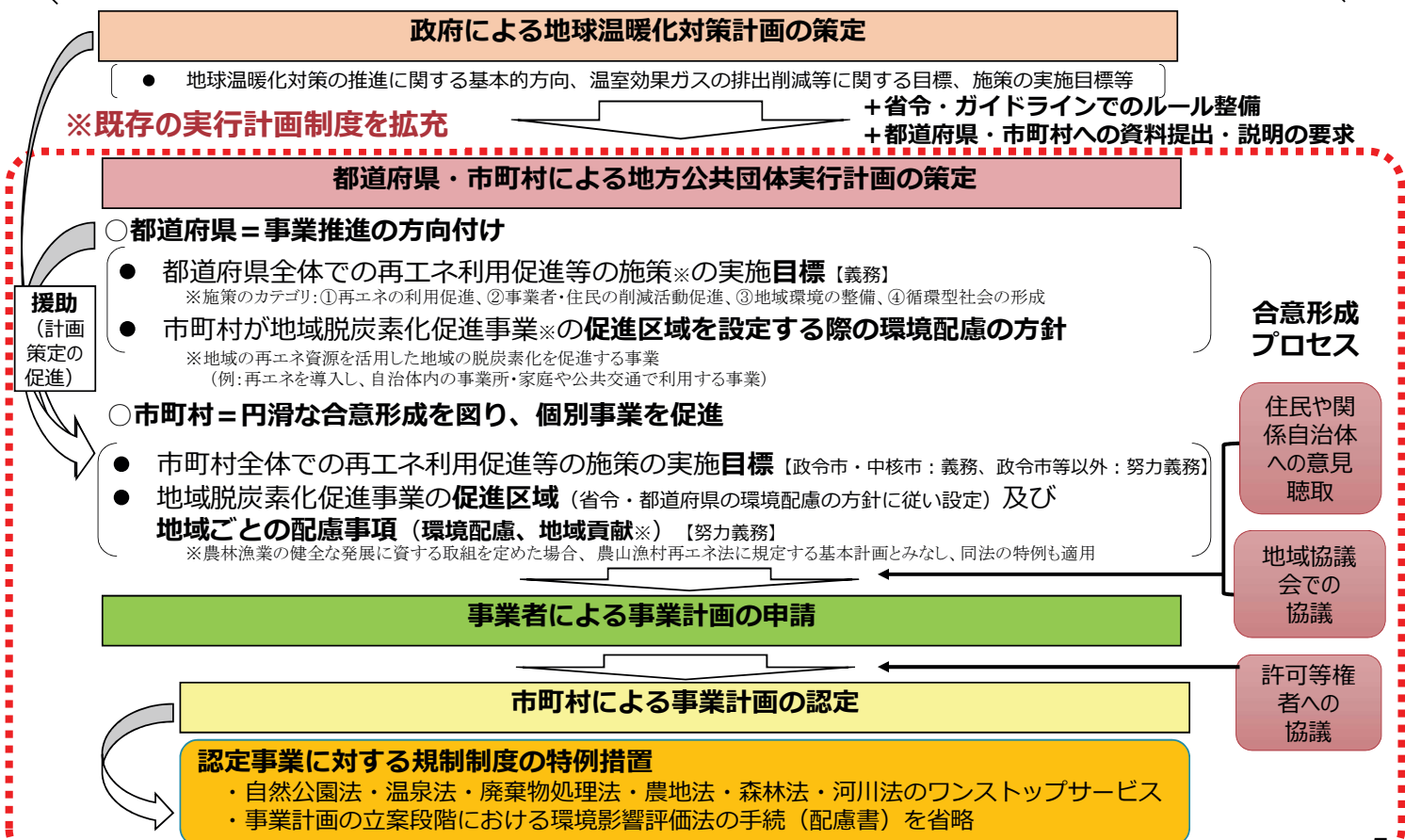
※ **自然公園法**に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、**温泉法**に基づく土地の掘削等の許可、**廃棄物処理法**に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、**農地法**に基づく農地の転用の許可、**森林法**に基づく民有林等における開発行為の許可、**河川法**に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

※2. 及び3. の運用を適正かつ円滑に進める仕組みとして、**国の支援や関与**に関する以下の規定を設ける。

- ・ **国及び都道府県**は、**市町村に対し**、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な**情報提供、助言その他の援助を行うよう努める**（第22条の12）。
- ・ **環境大臣**は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、**関係地方公共団体の長に対し**、必要な**資料の提出又は説明を求める**ことができる（第61条第2項）。

4

## （参考）地域の脱炭素化の促進制度のフロー図



5

## 改正の内容③ 企業の脱炭素経営の促進

### 背景及び方向性

- 企業の温室効果ガス排出量の算定報告公表制度は、現状、紙媒体中心の報告であり、**報告から公表まで約2年**を要し、また、企業単位の情報は公表されるが、**事業所単位の情報は、開示請求の手続を経なければ開示されない仕組み**となっていることも踏まえ、制度における情報活用を一層促すための措置が必要。
- また、**地域地球温暖化防止活動推進センター**と地方環境事務所が連携しつつ、地域企業の脱炭素経営の支援を推進していくことも重要。
- これを踏まえ、**企業の脱炭素化に向けた取組状況の見える化や、地域企業の支援のための措置を講じ、企業の脱炭素経営を促進。**

(2022年度の報告分より、排出量の電子報告率を100%に、報告から公表までの期間を2年から1年未満に半減することを目指す。)

### 改正内容

- 企業の排出量等の情報のより迅速かつ透明性の高い形での見える化を促進するべく、企業の温室効果ガス排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる事業所管大臣への報告を原則**(※)とするとともに、環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された**各企業の温室効果ガス算定排出量の情報**について、**事業所ごとの排出量情報等を含め、遅滞なく公表**するものとする。これに伴い、事業所ごとの排出量情報等に係る**開示請求制度を廃止**する(第29条、第30条、第31条及び第32条)。  
※電子報告の義務化は、省令改正含め対応。  
(→ 法改正と併せて、報告者・情報利用者の双方に利便性の高いシステムの構築を推進)
- また、**地域地球温暖化防止活動推進センター**の事務として、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に係る**事業者向けの啓発・広報活動を明記**(第38条第2項第1号)。

6

## (参考) 算定報告公表制度の見直しのイメージ

- 法令改正及び電子システム整備により、**報告から公表までの期間を短縮**(約2年→1年未満)し、**報告された排出量等情報を電子システムで閲覧**できることとすること等により、投資家・自治体・国民等の関係者による**情報の活用可能性を向上**。あわせて、報告する企業にとっても利便性の高い電子システムを構築。

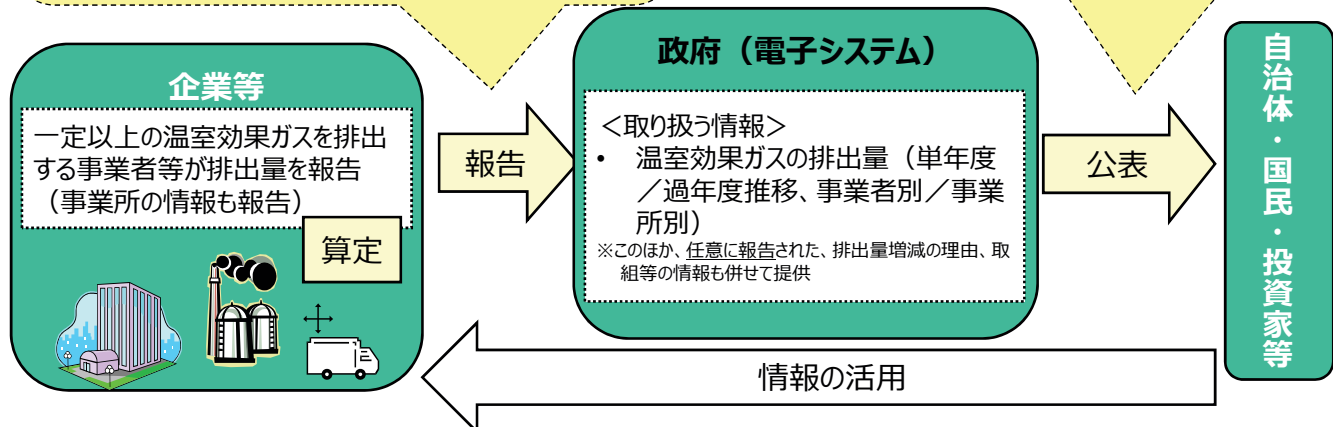
### 【デジタル化等】

- 報告の方法を、**電子システムへの入力を原則**とする(法改正+省令改正等)
- 排出量に加え、積極的な取組を見える化する観点から、任意報告を充実・促進(省令改正等)

### 【オープンデータ化】

- 報告された情報について、現行の開示請求手続によることなく、**事業所ごとの排出量等の情報も含め全て公表**する(法改正+省令改正等)

※権利利益の保護が必要と認められた情報は除く



7

## 地球温暖化対策計画の改定について

### ■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標\*等の実現に向け、計画を改定。

\*我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

1

## 地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

### 再エネ・省エネ

- 改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定 → 地域に裨益する再エネ拡大（太陽光等）
- 住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大

### 産業・運輸など

- 2050年に向けたイノベーション支援  
→ 2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援

### 分野横断的取組

- 2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減  
→ 「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

2

環生第 16-80 号

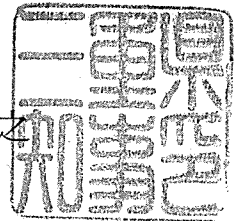
三重県環境審議会

三重県地球温暖化対策総合計画の改定について、貴審議会の意見を  
求めます。

令和 4 年 3 月 1 日

三重県知事

一見 勝之



## 諮 問 理 由

県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置付けた「三重県地球温暖化対策総合計画」（計画期間：2021年度から2030年度までの10年間）を2021年3月に策定しました。この計画では、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現をめざすとともに、2030年度における三重県の温室効果ガス排出量を30%削減（2013年度比）するという目標を掲げ、さまざまな取組を進めています。

しかし、この計画の策定以後、国では地球温暖化対策推進法を改正し、パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設、地方公共団体実行計画における施策の実施に関する目標の追加、地域脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度の創設などが盛り込まれました。また、2030年度における日本の温室効果ガス削減目標を46%（2013年度比）に引き上げるとともに、これらを踏まえ、「地球温暖化対策計画」及び「第6次エネルギー基本計画」を改定しました。

県においても、こうした法改正や国の計画改定等を踏まえた温室効果ガス排出量削減目標の見直しや新たな施策の追加等が必要であることから、三重県地球温暖化対策総合計画の改定について貴審議会の意見を求めるものです。